法律

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年五月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十一号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

（国民健康保険法の一部改正）

第一条　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第百十五条中「前二条」を「第百十三条及び前条」に改める。

第百十九条中「第百十四条第二項」を「第百十四条」に改める。

附則第六条第一項中「平成二十六年度までの間において、」を削り、「該当する者」の下に「（当該者となつた時以後平成二十六年度までの間に、市町村が行う国民健康保険の被保険者である期間を有する者に限る。）」を加える。

附則第十六条中「附則第十三条の五の六」を「附則第十三条の十」に改める。

附則第二十一条第一項中「平成二十六年度までの間において」を「市町村が行う国民健康保険の被保険者であるとしたならば」に、「ができる」を「となる」に改める。

附則第二十一条の三第一項中「第十四条の六」を「第十四条の十」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　平成二十七年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十七年度」と、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十七年度概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」とあるのは「ただし、平成二十五年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年度概算調整対象基準額」という。）が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」という。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十五年度確定調整対象基準額」という」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、平成二十七年度概算調整対象基準額」と、「当該年度の前々年度におけるすべての」とあるのは「全ての」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十五年度概算調整対象基準額と平成二十五年度確定調整対象基準額」と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十五年度概算調整対象基準額が平成二十五年度確定調整対象基準額」とする。

附則第二十一条の三に次の一項を加える。

4　平成二十八年度における附則第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「調整対象基準額は、当該年度」とあるのは「調整対象基準額は、平成二十八年度」と、「第三十四条第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度概算調整対象基準額」という」と、「ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度」とあるのは「ただし、平成二十六年度の概算調整対象基準額（同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十六年度概算調整対象基準額」という。）が同年度」と、「第三十五条第三項に規定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」という。以下この項において同じ」とあるのは「附則第十三条の六第三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。以下この項において「平成二十八年度確定調整対象基準額」という」と、「ときは、当該年度の概算調整対象基準額」とあるのは「ときは、平成二十八年度概算調整対象基準額」と、「当該年度の前々年度におけるすべての」とあるのは「全ての」と、「概算調整対象基準額と確定調整対象基準額」とあるのは「平成二十六年度概算調整対象基準額と平成二十六年度確定調整対象基準額」と、「とし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額」とあるのは「とし、平成二十六年度概算調整対象基準額が平成二十六年度確定調整対象基準額」とする。

第二条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第四号中「第六十三条第二項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　患者申出療養（健康保険法第六十三条第二項第四号に規定する患者申出療養をいう。以下同じ。）

第四十五条第五項中「による社会保険診療報酬支払基金」の下に「（以下「支払基金」という。）」を加える。

第五十三条第一項及び第三項中「評価療養」の下に「、患者申出療養」を加える。

第五十八条第三項中「国民健康保険団体連合会」の下に「又は支払基金」を加える。

第七十三条第一項第一号中「の百分の三十二に相当する」を「に組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た」に改め、同条第二項中「補助の割合」の下に「及び組合の財政力」を加え、「もの」を「ところにより算定した割合」に改め、同条第五項中「百分の十五」を「百分の十五・四」に改める。

第八十二条第一項中「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行う」の下に「被保険者の」を加え、「必要な指針を公表する」を「、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に、「当該事業」を「これらの事業」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　保険者は、前項の事業を行うに当たつては、高齢者の医療の確保に関する法律第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。

第百四条中「第二項」を「第三項」に改める。

第百十三条の二の次に次の一条を加える。

（連合会又は支払基金への事務の委託）

第百十三条の三　保険者は、第四十五条第五項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の二第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事務のほか、次に掲げる事務を第四十五条第五項に規定する連合会又は支払基金に委託することができる。

一　第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収、第八十二条第一項の規定による保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務

二　第四章の規定による保険給付の実施、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務